

子育て世帯への家賃助成について

1 目的

安心して子どもを育てるために必要な住環境を確保することを支援するため、子育て世帯に対し、居住面積が広い特賃住宅（60㎡以上、3LDK）を利用しやすい家賃で提供します。

2 対象世帯

- ① 同居者に中学校修了前の者がいる世帯
- ② 月額収入が21万4千円を超えない世帯

- ※ 平成22年4月1日以降の入居者が家賃助成の対象になります。
- ※ 入居後に子どもが生まれた世帯は家賃助成の対象になります。
- ※ 月額収入については、6ページをご覧ください。
- ※ 家賃助成の期間は、入居日の属する月（入居後に子どもが生まれた世帯の場合は、初回の家賃助成開始月）から最長で6年間です。

3 家賃助成の内容

各住宅の家賃を、収入区分に応じて定めた入居者負担額に減額します。

《例：観音新町東住宅の場合》（令和7年10月～令和8年9月）

月額収入	家賃	入居者負担額	家賃の助成額
139,000円以下	75,000円	46,900円	28,100円
139,001円～158,000円		52,900円	22,100円
158,001円～186,000円		60,500円	14,500円
186,001円～214,000円		69,800円	5,200円

※ 各住宅の入居者負担額は入居する住宅が所在する区の区役所建築課までお問い合わせください。

4 家賃助成の申請手続き

(1) 申請時期

- ① 新規申請（初回：申請後、最初の9月30日までの家賃助成）
《入居時》 入居手続きと一緒に申請してください。
《出生時》 出生後、同居の手続きと一緒に申請してください。
- ② 継続申請（2回目以降：10月1日～翌年9月30日の家賃助成）
毎年8月1日～8月31日

(2) 提出書類

- ・ 申請書
- ・ 中学校修了前の同居者がいることが確認できる書類（住民票等）
- ・ 収入状況が確認できる書類

(3) 提出先 ⇒ 入居する特賃住宅が所在する区の区役所建築課